

## 平成21年度第5回

# 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成21年10月23日（金曜日）

午後1時30分から午後3時まで

場 所：宮城行政庁舎4階 特別会議室

平成21年度第5回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成21年10月23日（金）午後1時30分から午後3時まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：橋本 潤子 委員 伊藤 恵子 委員 小野寺一敏 委員  
風間 聡 委員 河野 達仁 委員 富樫 千之 委員  
宮原 育子 委員

欠席委員：林山 泰久 委員 両角 和夫 委員 山本 信次 委員

司 会 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成21年度第5回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

始めに、10月16日の人事異動により、北村次長の後任といたしまして、企画部次長として長野次長が就任いたしました。本日出席しておりますので、ご紹介いたします。

それでは、佐藤企画部長よりご挨拶を申し上げます。

企 画 部 長 企画部長の佐藤でございます。開会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、宮城県行政評価委員会公共事業評価部会にご出席いただきまして、ありがとうございます。今年度は今日を含めまして、5回の部会審議を行っていただきまして、本日は答申を取りまとめていただくことになっております。委員の皆様には、毎回、長時間ご審議を賜りまして、専門的な視点から様々なご意見、ご提言等を頂戴いたしまして、心より感謝を申し上げます。また、部会の場以外におきましても、審議に当たりまして、事務局や事業担当課からいろいろな点について、ご相談をさせていただきまして、ご多忙の中、丁寧にご指導、ご助言をいただいたと伺っております。委員の皆様には、感謝を申し上げる次第でございます。

本日取りまとめていただく部会のご意見につきましては、後日、村井知事に答申をしていただくこととなりますが、県といたしましては、これらのご意見をもとに、改めて自己評価を行いまして、これを適切に反映させた上で、評価書を作成し、県民へ公表したいと考えております。また、本日は、昨年度の答申を中心としてご意見をいただきました事業について、部会からのご意見に対して、どう対応したかという対応状況についてもご報告させていただきます。

今後とも、県民に対する説明責任を果たし得る、より透明性の高い公共事業評価制度の構築に努めて参りたいと考えておりますので、委員の皆様には、引き続き、忌憚のないご意見やご指導をいただければと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に先立ちまして、一言ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

司 会 本日は7名の委員にご出席をいただいております。行政評価委員会条例第4条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、両角委員、山本委員におかれましては所用のため欠席する旨の連絡をいただいております。また、林山部会長についてですが、急遽、所用により欠席せざるを得ないということで、ご連絡をいただいておりますことをあわせてご報告申し上げます。

会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

次第、その裏面が出席者名簿となっております。林山部会長が欠席ということになります。資料1といたしまして答申案、資料2といたしましてこれまでの審議内容整理表、資料3といたしまして部会意見対応状況報告について、資料4といたしまして平成18、20年度公共事業再評価に係る部会意見対応状況報告書を準備しております。また、再評価調書のご持参をお願いしておりますが、お手元にない場合は事務局へお申しつけください。よろしいでしょうか。

では、会議に入りますが、ご発言の際には机の正面にごございますマイクのスイッチをオンにして、マイクのランプが点灯したことを確認してからお話し願います。また、発言が終わりましたら、スイッチをオフにしてくださいようお願いいたします。

それでは、本日、林山部会長が欠席ということになりましたので、議事の進行を橋本副部会長をお願いしたいと思います。橋本副部会長、急遽で申し訳ございませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

橋本副部会長 それでは、部会長の代理として議事進行を努めさせていただきます。不慣れではございますが、よろしくお願いいたします。

始めに議事録署名委員を指名いたします。今回は伊藤委員と風間委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(「はい」の声あり)

次に、会議の公開についてですが、宮城県行政評価委員会運営規定第5条に基づき、当会議は公開とします。傍聴に際しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

議事へ入る前に林山部会長に代わってご連絡いたします。

本来であれば現地調査の実施状況の報告が行われる予定でしたが、現地調査当日は、台風の影響が懸念されたため、事業担当課の皆様の災害対応が最優先と考え、事務局と協議の上、現地調査の実施を見送りました。なお、対象事業の審議も、全て終了していることから、今年度の現地調査は中止という扱いにいたしますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、今年度の現地調査は中止とさせていただきますのでご了承願います。

それでは、次第3議事(1)答申案の審議に入ります。本年度の審議結果の取りまとめとなります答申内容を、本日決定したいと思います。お配りしている資料1の答申案は、今までの審議を踏まえまして、林山部会長と事務局でまとめた

案になります。これをもとにご審議をお願いしたいと思います。

始めに、事務局から答申案について説明をお願いいたします。

行政評価室長     それでは、資料1の答申案及び資料2の平成21年度公共事業再評価審議内容整理表を併せてご覧願います。

今年度の審議の状況を踏まえまして、林山部会長と調整し、答申案を作成いたしましたので、事務局から説明を申し上げます。なお、資料2の審議内容整理表には、個別の事業について、審議結果の概要を記載しておりますが、本日はそれぞれの内容についての説明はいたしませんので、必要に応じてご覧願います。

まず、資料1の1ページをご覧願います。知事への答申でございますが、行政評価委員会委員長と公共事業評価部会部会長との連名で行います。今年度は20事業につきましてご審議をいただきました。その審議の結果につきましては、全ての事業につきまして事業継続妥当とのご判断をいただいております。従いまして「記」以下にございます20の事業につきましては、事業継続とした県の評価に対しまして、すべての事業を妥当とし、答申しようとするものであります。

次に、2ページの別紙をご覧願います。事業の実施等に関しまして、いくつかの意見を付すこととしております。今回、記載する意見は、部会審議の中で付帯意見候補として整理されたご意見等を別紙により記載するものでございます。

まず、「1 審議対象事業の実施に関する意見」であります。事業番号1 一般県道大衡仙台線小野道路改良事業につきましては、「事業の効率性が高く、大きな事業効果を見込めることから、関連する事業との計画調整を綿密に行い、早期完成に努めること。」

次に、「2 今後の事業の実施に関する意見」としましては、農業農村整備事業についてであります。経営体育成基盤整備事業における環境への配慮の取り組みにおいて、その効果を高めるための管理や運用等の普及、指導についても配慮すること。」

最後に、「3 今後の公共事業再評価の実施に関する意見」であります。事業の効率性を審議する上で重要な指標である残事業B/Cを算出し、再評価調書へ記載すること。」

以上の3つの意見を付すことにしております。その他、各事業の詳細につきましては、資料2の審議内容整理表をご覧願います。

以上、説明を申し上げましたこの内容で、答申案をまとめておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

橋本副部会長     ありがとうございました。ただいまお話がありましたが、この答申内容の別紙意見については、個別事業の審議において、委員から出された意見のうち、付帯意見候補として整理した意見を記載しております。

詳細については資料2 審議内容整理表をご覧下さい。

それでは、この答申案につきましてご意見がありましたらお願いします。委員の皆様、何かございませんでしょうか。

特にないということよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、これで答申を決定いたします。

知事への答申については、部会を代表して林山部会長にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、答申についてはそのようにさせていただきます。

次に、議事(2)部会意見対応状況報告に入ります。始めに、この報告の位置付けや進め方等について、事務局から説明をお願いいたします。

行政評価室 議事の(2)、部会意見対応状況報告について説明いたします。お手元の配布資料のうち、資料3をご覧ください。

この部会意見対応状況報告は、公共事業再評価を行った事業のうち、部会からの答申において条件や意見が付された事業及び事業種について、評価実施から1年後及びそれぞれの意見に応じた適切な時期に、その意見に対して、県がどのように対応してきたのか状況を報告するものでございます。平成18年度までは任意で部会へ報告しておりましたが、平成19年度からは実施要領に位置付けまして、制度化しております。資料3の網掛け箇所でございます。

次に資料4をご覧ください。今回の報告につきましては、平成18年度、平成20年度の答申において条件や意見が付された事業及び事業種について報告を行います。①川内沢ダム建設事業については、平成18年度の答申において条件が付されておりますので、平成18年度答申及び今回報告するに至った経緯について簡単にご説明いたします。

資料4の2ページ中程をご覧ください。18年度答申になりますが、事業継続とした県の評価に対し、条件を付して妥当とする事業ということで、番号が交錯しますが、この答申では⑥川内沢ダム建設事業について条件が付されております。条件のうち(2)をご覧ください。「流域委員会での検討状況を、公共事業評価部会へ報告すること」と条件が付されておりました。昨年度末、事業担当課におきまして、流域委員会での検討を踏まえ、整備計画策定に至りましたので、今回、平成21年度に報告を行うものでございます。

次に資料4の表紙にお戻り下さい。意見が付された審議対象事業としまして、昨年度意見が付された事業になります。②一般県道出島線出島道路改良事業から⑧街路事業までについては、資料4の6ページ、平成20年度答申をご覧ください。こちらに昨年度に付された意見が記載されております。ここに記載のとおり4個別事業、3事業種について報告を行うものであります。

この後、事業担当課よりご報告いたしますので、委員の皆様からはご意見、ご感想等をいただければと考えております。

簡単ではございますが、説明は以上になります。

橋本副部長 ただいま説明がありましたように、答申において意見が付された事業について、対応状況を報告いただきたいと思います。

始めに、川内沢ダム建設事業について報告をお願いします。

河川課 河川課でございます。資料4の①-1ページをお開き願います。

事業名が川内沢ダム建設事業、施行地が名取市愛島笠島地先となります。事業概要でございますが、目的としましては、名取市を貫流いたします一級河川名取

川水系川内沢川に治水事業の一環として治水ダムを建設し、沿川の洪水防御、既得取水の安定化、河川環境の保全を図るものであります。氾濫面積が480ha、洪水防御人口が11,656人でございます。

事業内容につきましては現在検討中でございますが、ダム形式は重力式コンクリート、高さが33m、堤体積が84,000m<sup>3</sup>、総貯水容量が1,700,000m<sup>3</sup>、湛水面積が0.18km<sup>2</sup>、確率規模は1/50となります。事業費は88億円で、現在の概算値となります。事業期間は平成9年度から、まだ確定しておりませんが平成40年度を目標としております。

次に①-2ページをご覧くださいと思います。再評価実施年度が平成18年度で、答申の条件として2つございます。評価結果といたしましては、対応方針として、「本年度より着手する増田川ブロック河川整備計画の策定に当たり、流域委員会で、治水・利水計画上のダムの必要性について、代替案との比較を含め十分に検討していく。また、その検討状況について、公共事業評価部会に報告する。」というものでございます。また、別紙意見に対する対応方針として、「事業の実施に当たり、環境影響評価やこれに準じた環境調査等を行い、環境に及ぼす影響の内容や程度等を把握した上で、変更部分における自然の復元など、環境保全に最大限配慮する。」という内容でございます。

現在の対応状況でございますが、河川整備計画の策定にあたっては、東北大学大学院真野教授を座長とした増田川圏域河川整備学識者懇談会、答申の流域委員会に当たりますが、これを平成19年3月から5回開催しております。こちらで川内沢ダムの治水・利水の計画上の必要性について、代替案との比較等、公共事業評価部会での議論を踏まえ、継続的に同懇談会において検討を行いました。懇談会での検討結果を踏まえた河川整備計画原案をもとに河川法の手続き行いまして、平成21年2月に川内沢ダムを計画に位置付けました「一級河川名取川水系増田川圏域河川整備計画」を策定しております。

なお、事業の実施に当たりましては、環境影響評価やこれに準じた環境調査等を行い、環境に及ぼす影響の内容や程度等を把握した上で、変更部分における自然の復元等、環境保全に最大限配慮した形で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

橋本副部長      ありがとうございました。ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

河野委員      検討結果の中味については、ここでは報告が無くていいのですか。状況が分かっていないのですが。

河川課          内容につきましては、懇談会の中で様々検討は行っておりますが、最終的に整備計画の中に川内沢ダムの計画を位置付けたという形になっております。整備計画自体は本日、用意してございません。

河野委員      答申のところで、報告することというのは、なぜこれを報告することだったのかというのが、これだけではちょっと分からないので。中味まで報告しないでいいものなのかなと疑問に思っただけなのですが。

行政評価室 18年度の答申でいただきました条件を確認しますと、1番目の条件としまして、流域委員会に客観的かつ十分な資料を提出し、治水・利水計画上のダムの必要性について、代替案との比較を含めた同委員会での検討結果を踏まえ、整備計画を策定すること。2番目として、流域委員会での検討状況を公共事業評価部会へ報告することとなっております。

まず、整備計画が昨年度末、流域委員会での検討を踏まえまして策定されたということをご報告いただきました。今回の部会意見対応状況報告につきましては、流域委員会を開催し、議論の上で整備計画の策定を行ったということでございます。もし、過程や検討状況等詳細な部分が必要でございましたら、資料等準備も可能ですので、その際にご用意したいと思っております。

橋本副部長 よろしいですか。他に何かございますでしょうか。

富樫委員 整備計画では、ダムを作ることにより治水計画が成り立つという結論に至ったと理解してよろしいでしょうか。

河川課 はい。

橋本副部長 他にいかがでしょうか。それでは2番目に進みたいと思います。

一般県道出島線出島道路改良事業について、対応状況の報告をお願いいたします。

道路課 それでは、道路課からご報告いたします。出島道路改良事業でございますが、この資料の3ページを見ていただきたいと思います。こちら位置図が書いてありますが、この事業概要につきましては一般県道出島線の出島地区から寺間地区までの2,595m区間におきまして道路改良を実施することにより、現道のネック箇所を解消し、地域住民の安全かつ円滑な交通の確保を図るものでございます。

道路幅員について、車道が6m、歩道が2.5mです。最初のページに戻っていただきまして、全体事業費は35.3億円、事業採択年度が昭和63年度、完成予定年度が平成24年度となっております。

次に、審議状況でございますが、4ページ目を見ていただきたいと思います。昨年度の公共事業評価部会におきまして「継続妥当」との答申をいただきましたが、その際「今後の事業実施に当たっては、一層の経費節減に努めること」との意見をいただきました。

このような意見をいただいた主旨でございますけれども、1ページ前に戻っていただいて位置図、図面の方を見ていただきたいと思います。昨年の部会におきまして、この事業の費用便益費が国のマニュアルに基づいて算定しましたところ1を割ってしまったというふうな状況がございます。この道路というのは離島出島でございますので、唯一の生活用道路だという特殊性を踏まえまして、便益を拡張して試算しました結果1.09と1をクリアする数字を得ております。これらの議論の中で、事業コストの縮減が特に重要だというご意見があったものでございます。

また、4ページを見ていただきたいと思います。これに対する対応方針とい

たしまして、今後の事業実施に当たっては維持管理を含めた経費の節減に努めるということとしております。

現在の対応状況でございますが、この事業といいますのが先ほども申しましたが出島地区と寺間地区の両集落を最短で結びまして、建物の移転を最小限とするバイパスルートでございます。それで、林の中を切土して道路を造っていくというイメージの工事内容となります。この工事に当たりまして、道路計画を一部見直しまして、縦断勾配を変更することにより切土量を減らす、それから舗装構成を変更することにより舗装厚も減らす、さらには工事に伴って発生する伐採木につきましても、チップ化いたしまして法面保護材として再利用を図っております。そのようなことを工夫することによりまして、約1億2千万円のコスト縮減を図ったところでございます。

現在、この事業は8割以上も進捗してございまして、改良が残っている区間2,600mのうちわずか260mくらいですけれども、ここにおきまして確実にコスト縮減を図ってまいりたいと考えております。

それから、先ほどの図面の方を見ていただきたいのですが、出島集落からこの島の中央部までの約1.4kmを平成15年度に部分供用いたしております。それで、小中学校までの子どもたちの通行の安全を確保したところでございまして、この一部区間におきまして島内の地元の行政区の方々によりまして、清掃とか草刈り等の活動が行われているところでございます。この事業が完了したあかつきには、これらの活動を全区間にまで広げて、現在の道路の里親制度である「みやぎスマイルロードプログラム」の活用も考えていきたいと思っております。それから、我々管理者側として直営での道路パトロールなども図りながら、官民一体となって道路の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

橋本副部長 ありがとうございます。ただいまの報告について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

宮原委員 それでは確認ですけれども、今回ここでコメントが出たことについては、延長が2.6kmくらいですよ、その短い中で全体事業費がかなり大きいのではというようなことでコメントがついていたのだと思うのですが、今ご説明いただきました離島での道路の整備ということで、内地とはまた違う事情があるということかと思うのですが、特に費用的な部分で離島での道路建設に関して配慮しなければいけない部分というのは、具体的にどういったことがありますか。

道路課 先ほどは、道路計画の変更で切土量を減らすというお話をいたしましたけれども、配慮すべき点としてはやはりこの場合は特に切土が大量に出るということでございまして、その処理に非常にお金がかかるということで、ここでは先ほどの3ページでも残土処理場ということで、このような土捨場を確保して実施しております。

宮原委員 ありがとうございます。

橋本副部長 よろしいですか。他にございますでしょうか。

それでは、3番目に主要地方道角田山元線坂元道路改良事業について報告をお願いいたします。

道 路 課 引き続きご説明いたします。

事業概要ですけれども、こちらも3ページをお開き願います。こちらにも位置図、平面図等記載していますが、この主要地方道角田山元線、左側に国道6号とありますが、国道6号から西側へ1,450m区間におきまして坂元川、ここは並行して坂元川が流れておりますが、坂元川の河川改修事業と道路との合併施工によりまして改良を実施しまして、安全かつ円滑な交通の確保を図るものでございます。

計画幅員は、車道が6.5m、歩道が3.5mです。また1ページに戻っていただきまして、全体事業費は14.9億円、事業採択が平成6年度、完成予定年度は平成24年度でございます。

4ページを見ていただきたいと思います。本件も昨年度の公共事業評価部会におきまして「継続妥当」の答申、及びここに書いてありますように「道路事業と河川事業の計画調整がなされたことは好ましいことである。今後は関係事業課間における調整をより一層綿密に行い、効果的に事業を推進すること」との意見をいただいております。

このご意見をいただいた主旨でございますが、もう一度前のページの平面図を見て下さい。この事業は道路事業と河川事業が連携いたしまして、右側から左側に坂元川は流れていますが、その左側に道路が来ることとなります。兼用堤というのは堤防の上を道路が走る、いわゆる道路が乗った形でございますが、そのような形とすることによりまして河川堤防と道路を効率的かつ経済的に整備しようという計画でございます。

ところが、ここにありますが、右側の方の大川橋上流区間におきまして河川改修がどうしても遅れてしまうということになりました。その結果、道路改良が先行せざるを得ないという状況になったものです。そこで、道路と河川の計画法線を一部見直しまして、現況河川の最小限の160m区間を道路工事の中で補償工事として付け替えることによりまして旧河川敷としての残地を発生させない計画に変更したものでございます。

これに対する対応方針ということで、また最終ページを見ていただきたいのですが、「今後の事業実施に当たりましては関係事業課間を初め、関係自治体や関係機関との調整を一層綿密に行い、効果的に事業を推進する」ということとしておりました。

現在の対応状況でございますが、今年度はこのような方針に沿いまして詳細設計を実施いたしまして、旧河川敷としての残地が生じないということや、昨年度にお示した事業費が変わらないことを確認しております。また、地元自治体や地域の関係者を対象に説明会を開催いたしまして、見直しの了解もいただいたところでございます。

これを踏まえまして、平成22年度よりこの区間、大川橋上流区間でございますが、用地買収に着手いたしまして、平成24年度の完成・供用を目指して事業を推進してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

橋本副部長 ありがとうございます。ただいまの報告について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

風間委員 今回の4ページのところに書いてあるのですけれども、対応状況について、「綿密な打ち合わせを行い、効率的に事業を推進していく」と書いてあるのですが、具体的にどういったことを考えられているのでしょうか。

道路課 3ページ目をもう一度見ていただきたいのですが、昨年度はこのような方向でできそうですよということで、昨年の委員会でもお話しいたしました。それを今度は具体的に測量もいたしまして、詳細設計をいたしまして、具体的な内容を固めていったということです。具体的に申しますと、この当初の河川計画と道路計画ということで茶色と緑色がありますが、それを今回は道路計画を赤色の方に変更しております。

風間委員 その話はよく分かるのですけれども、「今後も綿密に打ち合わせを行い、効率的に」というところは、どういったことを今後考えられているのですか、ということなのですが。

道路課 先ほど、説明会を開催しまして地元の方々の了解はいただいたということでございましたが、具体的に今度は個人の方々とか地権者の方々の具体的な了解をいただいたり、それから交差点が若干変わりますけれども、そこについての部分の警察との協議を行っており、これらを具体的に詰めているところでございます。

風間委員 ありがとうございます。

橋本副部長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、4番目坂元川総合流域防災事業について説明をお願いいたします。

河川課 それでは、河川課でございます。

坂元川総合流域防災事業につきましてご説明申し上げます。

まず、事業目的でございます。本事業につきましては、現河道の流下能力が計画流量の約30%にとどまっているということで、築堤、河道掘削により河積を拡大するとともに、河口に防潮水門を設置いたしまして、導流堤により河道閉塞を防ぎながら、沿川の治水安全度の向上を図るといったことでございます。

事業内容といたしましては、河川改修の延長といたしまして坂元川が4,030m、戸花川が3,500mとなっております。今回の箇所につきましては、こちらの坂元川に関しての箇所となっております。

それから、全体事業費といたしましては69億9千万円、事業期間といたしましては昭和47年度からの着手で、完成予定といたしましては平成40年度ということで予定してございます。

それから、続きまして2ページ、3ページにつきましては、今道路課の方からご説明いたしましたので、こちらは省略させていただきます。

それでは、4ページをお開きいただきたいと思います。こちらが意見、それから意見に対する対応方針ということで、こちらにつきましても道路課と同様の内容となつてございますので、省略させていただきます。

それでは対応状況ということで、河川側の対応状況ということでご説明させていただきます。前段の部分につきましては、先ほどの道路課と同様となりますけれども、河川と道路計画の見直しによりまして、あとそれを地元への説明ということでこちら了解を得ているといった状況でございます。

現在といたしましては、見直しの箇所の詳細設計が完了いたしまして、平成21年度時点といたしまして67.2%の進捗状況となっております。それで、計画の見直しによりまして土地の有効利用ということで、先ほどもお話しありましたけれども、もともとの河川の敷地といったもの、約1,500m<sup>2</sup>になりますけれども、こちらを道路用地として有効利用できたという状況になります。

下の表をご覧くださいと思いますが、当初の計画に対しまして今回の見直しの計画ということで、先ほどの1,500m<sup>2</sup>の道路用地といったものが、この分約3千万円になりますけれども、この分が縮減されたといった状況となっております。

最後の対応といたしましては、先ほどの道路課と同様、関係者と綿密に打ち合わせを行いながら効率的に事業を推進していくということでございます。以上でございます。

橋本副部長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

宮原委員 この事業期間ですけれども、昭和47年から始まって完成が平成40年ということ、約50年かかるということになるのかと思うのですが、例えば途中で中断があった等、この期間が長いというのは特に理由があるのでしょうか。

河川課 こちらの河川事業につきましては、特に途中での中断といったものはございませんでした。河川事業は、こちらのみならず一般的に結構期間がかかってしまうということで、用地の対応であったりとかということでございます。特にこれといった大きな理由というものはありませんけれども、事業期間がかかっているといった状況でございます。

橋本副部長 その他よろしいですか。はい、どうぞ。

河野委員 答申では、「より一層綿密に行い、効果的に事業を推進すること」と書いてあるのですが、この「より一層」というところは平成20年度の答申から比較して、今説明した部分が「より一層」の部分なのですか。前からやっているところが今報告されたのか、それとも「より一層」のところが報告されたのか、ちょっと分からなかったのですが。

道 路 課 今回の問題になった部分というのが、道路と河川とが協調した事業であり、その効率的な推進といったことをご意見をいただいております。今回のその内容につきましては、このような形でコスト縮減も図りながら事業が推進できたというところがございます。ご意見いただいた「より一層」というところになりますけれども、今回の対応も含めまして、今後「より一層」それぞれの調整を図りながら実施していきたいと考えており、今後と申しますのは、その辺の調整を一層図りながらという意味でございます。

河 野 委 員 では、この答申が出てから「より一層」というところは、引き続きやっているということの意味合いになるわけですかね。

道 路 課 そのようにとらえていただいて結構でございます。

河 野 委 員 この答申の意味合いがもうひとつばやっとしているなと思うのですが、「より一層綿密に行い、効果的に事業を推進すること」ということは、この「効果的に事業を推進」すれば、例えば費用便益比が上がるとか、そういうことまで想定してこの答申がされたのかどうか分からないのですけれども、そういったところまで結果が見えるような形ではまだ報告はできないということになるのですか。

行政評価室 若干補足で説明いたします。

平成20年度の答申の内容ですが、当初道路計画と河川計画、計画調整がこちらの④-3ページですね、このように計画変更しますという計画に修正された計画となっておりますが、部会審議の際はこの計画調整がされてございませんでした。それまでも、河川事業と道路事業の間でいろいろな調整事項等はそれぞれお互いに進めてきていたんですが、もっとより一層コスト削減するために計画をすり合わせて計画変更できるという結論に、昨年度部会の審議の中で至りました。その時点では、河川計画、道路計画の方の計画自体を変更しますというご回答にとどめておりました。実際作業としては、それ以降修正設計を初め、関係機関、警察、地権者の協議を約1年かけて進めまして、今後にも必要に応じて進めていくという意味合いでございます。

橋本副部長 よろしいですか。

他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

小野寺委員 今のご説明をいただいた中で、道路と河川との有効利用の中で道路の方が24年に完成予定なのですがけれども、河川の方は予定が40年というような中で、変更が出てくる可能性があるとは限らないのですか。

道 路 課 道路課でございますが、今道路課の方でこの河道の整備もあわせて160m区間だけ実施するのですがけれども、整備の仕方についてはいわゆる現況の流下能力みあいで行おうとしております。当然、河川側の方が進捗を併せることができないものですから、まずは現況流下能力みあい、ただ道路側の兼用堤になる部分だけは完成堤で行おうとしております。いわゆる事業進捗の今の計画をそのまま時間

軸として、計画規模とか、そういったものが変わらない限りということではございますが。河川側が遅れた場合においても道路側としては手戻りにはならない計画としております。

橋本副部長 よろしいですか。その他いかがでしょうか。

それでは、⑤の長沼ダム建設事業に進ませていただきます。報告お願いいたします。

河川課 引き続き、河川課でございます。⑤－1ページをお開きください。

事業名が長沼ダム建設事業、補助事業でございます。場所が登米市迫町北方地内になります。

こちらの事業概要ですが、事業目的はまず洪水調節で、ダム地点における計画高水流量の1,700m<sup>3</sup>/sのうち600m<sup>3</sup>/sの洪水調節を行い、洪水被害を軽減させることとあります。それから、流水の正常な機能の維持で、長沼及び長沼川沿川の既得用水の補給など、流水の正常な機能の維持と増進を図る。3番として、湖面の有効利用で、これは、宮城県教育庁との共同事業で、国際A級漕艇協議コースを整備し、湖面の有効利用を図る。

事業内容といたしましては、主ダムが堤頂長1,050m、堤高が15.3mの均一型フィルダムです。

長沼水門、20m幅の4門。それから迫川から長沼に導水する導水路が延長2,700m、漕艇場が2,000mの8レーンのコースになります。

そのほかに、上流締切堤として副堤が滝沢が333m、梅ヶ沢が280mになります。

全体事業費といたしましては780億円、事業期間が昭和46年度から完成が平成24年度になります。

次のページをお開きいただきまして、再評価実施年度が平成20年度になります。答申といたしましては「継続妥当」でございますが、別紙意見といたしまして、不特定用水の維持による利水便益の効果が得られるように、関係部局との連携を十分に強化して農業振興等を図ること。

これに対しまして、対応方針でございますが、不特定用水の維持による利水便益の効果が得られるように、関係部局と十分に連携して、農業振興等を図るよう努めるといふふうにお答えしております。

現在の対応状況でございますが、まず前のページの写真をちょっと見ていただくと分かるんですが、登米地域は1級河川北上川を挟んで左岸は丘陵地帯、右岸は平坦肥沃な登米耕土となっております。県内有数の穀物地帯でございます。長沼ダムは、その農業用水を確保するための施設の一つになってございます。不特定用水の維持による農業振興への効果に対して、地域から大きな期待が寄せられている事業でございます。

農業振興に当たっての今年度の取り組みといたしましては、農業用水の安定供給がなされるよう以下の連絡会等を実施いたしまして、関係部局との連携及び調整を図っております。なお、今後の農業振興に当たっては、引き続き関係部局との連携を図りながら調整に努めていくこととしております。

関係部局との調整経緯といたしましては、まず一つが北上川水系（下流）湯水情報連絡会でございます。こちら北上川下流河川事務所、それから宮城県登米市、

迫川水系利水委員会等が出席しております。この中では補助ダムの貯水状況の報告、それから農業用水の状況の報告、渇水情報連絡体制の確認を行いました。

次に、迫川水系利水委員会の幹事会でございます。こちらについても、構成メンバーはほとんど同じでございますが、農業用水の状況報告と、それからダムの貯水状況の今後の見通し、それから土地改良区の取水施設の取水計画の情報等のやり取りをして連携を図っております。

説明は以上でございます。

橋本副部長      ありがとうございました。  
                  ただいまの報告について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

宮原委員      すみません、要望なのですが、不特定用水というのを教えていただけますか。

河川課      ダムで開発する場合の容量の中には、不特定用水といたしまして見込むのが既得の水利権を持っている水、それから下流河川の生物、例えば魚類等を保護するための必要な水量、それから美観景観等、例えば川に非常に水がないような状況にならないような景観を確保するための量などを総合して、水が足りないときは流す分を先取りするために貯めておきます。その容量を不特定容量と言います。不特定用水というのは、それに対して流す水のことを不特定用水と言います。

逆に、農業用水でも新たに田んぼを整備しまして、例えばそれに必要な水量を確保するような場合は新規農業用水と言っています。

宮原委員      ありがとうございます。

橋本副部長      その他。はい、どうぞ。

風間委員      今の話ですけれども、二つあって、一つはここで言う不特定用水の話は主に農業の話でよろしいのでしょうか。この文章から見ると、維持流量ではなくて農業用水の方を維持することによって農業振興をどう図るという解釈でよろしいのですか。

河川課      不特定用水の中には、既得権の農業用水も含まれておりますので、維持流量プラス不特定の農業用水の量となります。

風間委員      維持流量によって農業振興を図るとは思えないので、ここで言っている不特定用水の主な項目というのは農業用水と考えてよろしいのかと。

河川課      はい。そのように我々もとらえております。

風間委員      それも含めて今の話ですけれども、よく分かっていないのですけれども、この状況報告書というのは誰が見るのですかという話で、先ほど意見がありましたけれども、非常に専門用語が多くてぱっと見て普通の人には分からないだろうなと思うのですけれども。これはどなたが読まれる資料なのですか。

行政評価室　　すみません、事務局から補足します。  
基本的に部会の方に対応状況について報告するというので、過去に再評価を行った事業に対する部会への報告というのが第一の意味合いになります。当然、この部会審議は公開となりまして、なおかつここで配付した資料等も公表いたします。よって、一般の県民の方々も拝見するという場合も想定されます。  
したがって、基本的には部会に対する対応状況の報告になってございます。当然その中の専門用語等、一般の方々もご覧になって分かるように、例えば注釈をつけるとか、その辺も今後は検討したいと思っております。

風間委員　　部会の中ならいいと思うのですがけれども、もしそういうことを考えられるのであれば、計画高水の話とかも多分普通の人は一切分からないだろうから、注釈をきちんと付けられた方がいいと思いますし、この中だけで分かればいいという話であれば今みたいに質問が出ればいいと思いますので、その辺りは検討していただければと思います。

行政評価室　　はい、了解しました。

橋本副部長　　よろしく願いいたします。  
その他、いかがでしょうか。  
それでは、6番目の河川事業に移りたいと思います。河川事業について、報告をお願いいたします。

河川課　　それでは、河川事業についてご説明申し上げます。  
昨年度、河川事業といたしまして評価の対象になりましたのが、こちら事業名の方に記載されているとおり22河川になってございます。  
それに対しまして、意見ということでいただいたものが、事業区域の広域化、事業期間の長期化に伴い、事業効果が分かりにくくなっていることから、再評価調書の短期的事業計画調書には「今後10年間の整備方針及び事業計画」を可能な限り具体的に記載すること。休止している事業については、事業進捗状況との関連など、各事業に則した形でわかりやすく再評価調書に記載することといったことでいただいております。  
評価結果の方に関しましても、同様の内容となってございます。  
それに対しての対応状況ということで、こちらのご意見を踏まえまして、今年度の再評価調書の短期的事業計画調書においては、土木行政推進計画に準じて今後10年間の整備方針及び事業計画を可能な限り記載してございます。  
また、休止事業につきましても事業進捗状況との関連など、各事業に則した形で記載しているといった内容となってございます。  
具体的に申し上げますと、お手元にお持ちの事業再評価調書をご覧いただきたいと思っております。この中で、荒川を例にとりましてご説明申し上げたいと思っております。  
こちらの荒川の方の13ページをご覧いただきたいと思っております。こちら短期的事業計画調書ということになってございまして、こちらの上の表記につきましては以前までは今後の10年間または20年間、これは事業の完了に合わせまして10年、2

0年ということで使い分けておりますけれども、その間の期間につきましてももう少し細かく区切った形で21年度から記載してございます。

行政評価室 すみません、6番になります。失礼いたしました。

河川課 13ページでございます。

行政評価室 再評価調書の方の事業番号6番です。

河川課 よろしいでしょうか。

それから、下の当面の整備区間を示した図面等ということで、こちらの方にも同様の内容を図示したものというふうに出してございます。

それから、休止河川の例といたしましては事業番号の8番、津谷川になりますけれどもこちらの方も同様に、こちらは12ページになります。以前の20年度までの調書につきましては「いつまで休止」といった内容だけで記載しておりましたけれども、こちらの方につきましても再開後の完了予定、津谷川におきましては平成25年度からになります。再開いたしまして、その後の区間につきまして予定として区切って記載しているといった状況で、21年度から対応してございます。

以上でございます。

橋本副部長 ありがとうございます。

ただいまの河川事業の報告について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。特に無いということでよろしいですか。

それでは7番目、下水道事業について報告をお願いいたします。

下水道課 下水道課でございます。事業名が4事業ございます。仙塩流域下水道事業、阿武隈川下流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業、吉田川流域下水道事業でございます。

答申で意見をいただいております。今後の事業実施に関する意見をいただいております。事業区域の広域化や事業期間の長期化に伴い、事業効果がわかりにくくなっていることから、再評価調書の短期的事業計画調書には「今後10年間の整備方針及び事業計画」を可能な限り具体的に記載すること。休止している事業については、事業進捗状況との関連等、各事業に則した形でわかりやすく再評価調書に記載することという意見をいただいております。

それに対しまして、現在の対応状況でございますけれども、汚水流入量実績や人口減少等社会情勢の変化を踏まえた汚水流入量予測により、長期計画を策定いたします。再評価調書の短期的事業実施計画調書には、今後10年間の整備方針及び事業計画を具体的に記載いたします。また、事業が休止となる場合には、事業進捗状況と関連等を再評価調書に記載いたします。以上でございます。

橋本副部長 ありがとうございます。

ただいま報告のありました下水道事業について、ご質問、ご意見等ありました

らお願いいたします。いかがでしょうか。

特に無いということよろしいですか。

それでは、最後8番目の街路事業について報告をお願いします。

都市計画課 都市計画道路駅前大通線道路改築事業でございます。これは、亘理町の駅前の街路事業でございます。

20年再評価に際しましていただいた答申上のご意見は、事業費の算定に当たってはコストアップの可能性を十分に検討し、可能な限り正確に見積もりを努めること。また、重要な未確定要素がある場合には再評価調書に記載すること。都市計画決定された事業計画の場合であっても、決定の際に考えられた代替案を再評価調書に記載すること。街路景観について、今後はより一層配慮した上で事業を推進することという意見でございます。

個別の事業箇所への意見というよりは、一般的な事業全般への取り組みの姿勢ということで表現されていると思いますが、この亘理町の駅前大通線という個別の中で出た話ですので、その辺をちょっと補足いたしますと、まずコストアップという言葉がございましたけれども、これは街路事業を行って国道6号に接続したわけですけれども、国道6号側の右折レーンの設置が必要になったということで、当初はそれを国でやるのか県でやるのかまだ不確定であったことから事業に入れておらなかったものが、結果的に原因者負担ということで県の事業で行ったということで、事業費が2.8億円ほどアップしております。そういったものでございます。

それから、代替案の記載については、これにつきましては都市計画決定手続、法的手続をとっていたしましたので、あえて比較ルートを評価調書には入れていなかったということでございます。それから、街路景観の話につきましては、これは現地調査の対象となりまして現地で委員の先生方に見ていただいたときに、電線の地中化に対応してございまして景観上非常に好ましいということで、こういった取り組みをより進めてほしいというご意見がこういう形でもって記載されたものでございます。

それに対してまして、対応方針といたしまして、なかなか全体事業費を正確に見積もるといのは困難なものもありますけれども、可能な限り正確に見積もるとともに、そういった未確定要素、不確定要素がある場合には、そういったことがあるということを調書に記載するように努めるということ、それから代替案についても調書には記載すること、それから街路景観についてもより一層配慮した対応をしていくことということを方針として書いております。

また、裏面に現在の対応状況を書いておりますけれども、同じような内容ではありませんけれども、事業費の変動についてはさまざまな要因がありまして、そのために事前の調査とか調整が必要となります。そのための経費とか関係者の理解等、そういった問題もあるものですから、特に事業費に大きな影響を与える項目を抽出しまして、重点的にそういった評価を行うことによって極力大きな変動がないように努めております。

また景観については、景観条例を今年度県でも制定したということもございまして、そういった理念を十分に踏まえながら極力配慮していきたいということ。同じ景観の中での無電柱化につきましては、これは電線管理者がいますので負担

が伴うものですから、そういった管理者の意見を聞きながら、基本的には対応できるところは対応していくという形になりますが、考えていきたいと思っております。また、植樹帯の整備も景観上重要な要素でありますけれども、これは十分に管理していけるかというのが大きなポイントとなりますので、市町村であるとか周辺の住民、あるいはそういった十分に管理していく維持管理体制がとれるかどうか、そういう維持管理面を考慮した整備内容としていくこと、そういったことを現在対応しております。

橋本副部長      ありがとうございました。  
それでは、ただいま報告のありました街路事業について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。特にないということでもよろしいですか。  
それでは、八つの事業について報告いただきました。  
それでは、以上で本日の議事を終了したいと思います。

橋本副部長      4番その他について、事務局の方でよろしくをお願いいたします。

司      会      委員の皆様、長時間にわたりご審議の方をいただき、どうもありがとうございました。  
本日まとめていただきました答申書につきましては、来る11月13日に林山部会長から答申の方をしていただくということで予定しております。県といたしましては、この答申を受けました後、最終的な評価決定である評価書を作成いたしまして、11月下旬を目途に公表するというように予定しております。その際には、あわせて委員の皆様方にもご報告をさせていただきたいと思っております。  
また、次回第6回の部会についてでございますが、来年2月頃の開催を予定しております。次の部会におきましては、再評価事業完了報告や第二次事後評価の報告、こういったものを行う予定としております。改めまして、後日日程調整の方をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。  
事務局からは以上でございますが、委員の先生方から何かご質問等ございますでしょうか。

河野委員      すみません、ちょっとだけ戻ってしまうのですが、今回出す答申についてですけども、今回のように答申に対してこういった報告があるわけですね。今年出した答申に対して、来年以降報告があると思うのですが、そうすると、その答申についてもできれば明快な判断で「こういうふうには改善がありました」とか「なかった」とか、そういうことができる方が報告する方も分かりやすいですし、こちら側も分かりやすいと思っております。  
その観点から、今年の答申を見てみると、2ページ目ですが、特に読んでいて気になったのが、2番目のところ「農業農村整備事業」について最後の文章のところ、「その効果を高めるための管理や運用等の普及、指導についても配慮すること」ということで、どちらかというあいまいな言葉ですね。「配慮する」ということで、来年とか例えば「配慮しました」という報告を受けてももう一つはつきりしない。特に、ここの「運用等の普及」とか「指導」については、これは

実際に行うか行わないかということがはっきりすると思います。できればこういうところも、「行うこと」とかそういう言葉にはならないのですかね。発言された方の意見を見てみると、「行うべき」という言葉が使われているので、発言者の意図は「行う」ということだったと思うのですが。

そういうことで、今そこがちょっと気になったのですが、いかがでしょうか。

行政評価室 ありがとうございます。これはあくまでも案になっております。本日委員の皆様からいろいろな意見をいただきたいと、もしくはこのようなことに直したい、修正したいというご議論をいただく予定でございましたので、今河野先生がおっしゃられたこと、もし委員の皆様がよろしければ、それで答申最終案として決定したいと思います。委員の皆様、よろしければ。

橋本副部長 今のご意見に対して、いかがでしょうか。もう少し明確な、はっきりした言葉を使った方がいいのではないかという意見なのですが。  
(「賛成します」の声あり)

行政評価室 よろしいでしょうか。それでは、先ほどの2番目の今後の事業実施に関する意見は、最後の「配慮すること」を、最後にもう一度読み上げますけれども、「これを行うこと」という方向でよろしいでしょうか。

橋本副部長 よろしいですか。

農村振興課 すみません、農村振興課でございます。  
今河野先生からご指摘のあった2番目の農業農村整備事業に係る部分なのですが、実は河野先生のおっしゃっている意見については重々理解をしておりますが、今回事業を実施している担当部局として、実は営農指導とか例えばそういった形の普及、環境に配慮した営農の普及の指導とかという部分になりますと、実は担当セクションが分かれる部分が出てきます。そういった部分が出てきますので、例えば来年度報告をするときに、主体としてご報告をできる部分とそれから関係機関と調整をして運用する部分と若干分かれる部分がありますので、最後「行うこと」というふうな形で条件をつけられたときに、来年度報告をするときにそういった部分をご配慮いただかないと、全部すべて担当部局で事業をもっているところで指導までできる部分とできない部分があるという部分をご理解をお願いしたいと思うのですが。

風間委員 今の話だと、元の文言がいいかもしれない、指導できないという話になりますね。

河野委員 いや、この意見はどの部署に対してやってくださいと言っている意見ではないですよ。宮城県に対して指導を行うことということですよ。宮城県の部署じゃないということですか。関係自治体とか。

風間委員 私の理解では、事業を実施するところに対して答申を行うのではないのですか。

行政評価室 すみません、それで大筋この項目としてはこの三つ、一つ目の道路事業、もう一つの農業農村整備事業種、あと最後3番目公共事業再評価の実施に関する意見の三つ、これについては大筋まずご理解いただきたいと思います。

それで、文言等について、今河野先生からお話のあった語尾の表現ですとかを部会長と委員の皆様と意見を調整しまして、事務局で最終案をつくりたいと思います。それを後日皆様にご確認いただくということでしょうか。

先ほど事業担当課の方からも意見をいただいたのですが、若干内容によっては対応しかねる場合もあり得るということなので、その辺も踏まえまして案をまた再度作成したいと思います。ただ、基本的には内容的にはこの三つでいきたいということで考えておりますので、そのような形でよろしいでしょうか。

小野寺委員 今のご説明もそうですけれども、今の説明の中では配慮すべきことは配慮すべきと思うのだけれども、それと違う面に関してはやはり河野先生の言ったように、きちんとした文言を出した方が我々委員としてもいいと思いますがいかがでしょうか。

行政評価室 そうですね。答申になりますので、基本的には委員の皆様のご意見をまとめた上でご答申いただくということで、当然そのように考えております。最終的な案を、事務局と部会長、あと委員の皆様と最終調整させていただくということをお願いしたいのですが、それでよろしいでしょうか。

橋本副部会長 最終調整というのは、メール等個別にということですね。

風間委員 それでいいと思いますが、さっきお話があったときに、もしこういう文言になった場合、来年の評価委員会のときは「含みおきくださいね」というのはなるべく無しにしてもらいたいと思うのですが、というのは、もし委員が変わってしまったらそれは全然引き継がれないことになってしまいますので、きちんとそれに対応できたような文言にしていきたいと思います。

行政評価室 はい。

橋本副部会長 これに関しまして他にご意見ありますでしょうか。

それではないようですので、あとは事務局と部会長と、あと個別の調整ということをお願いしたいと思います。

司 会 それでは、以上をもちまして平成21年度第5回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 伊 藤 恵 子

議事録署名人 風 間 聡